時事新報

第三千八百八號
明治廿六年十一月九日　木曜日
舊曆癸巳十月二日（庚、戌）
日出午前六時十二分　日入午後四時三十七分
月出午前六時十三分　月入午後四時四十七分
滿潮午前五時三十七分　滿潮午後五時五十四分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て遞貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるのと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社とさへ心得違すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんのとを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

備米の貯蓄

我輩は前號の紙上に地方の富豪家が慈善の業として凶年の用意に備米を貯ふるの得策たるべきを勸告したり尚ほ其次第を語らんに封建の時代には德川の中央政府を始めとして大小の各藩共に貯穀の事に重きを置き何れも莫大の米を貯へたるのみならず各郷村に至りても夫れ〲に公共囲米の仕組ありて凶荒の急に應ずるを得たるのみなれども廢藩の一擧と共に其事も止みて今日は公共共に米を貯ふるの仕組なきに至りしこそ好機會なれ富豪の人々は思ひ立つ日を吉日として一日も早く着手す可し單に他人の爲めに非ずして自家の爲めなればなり殊に今の世界には汽船もあり汽車もあり內外の運輸交通頗る便利にして食料の供給の如き決して乏しき恐れあるべきことなし若しも凶年到來して內國に食料の不足を告ぐることもあらば電報一發汽船に由りて直に外國米を取寄するのと難きに非ず且國內凶荒の場合とても全國一様の不作は稀に見る所なれば鐵道の便に由りて東西南北互に供給するのと甚だ容易なり只米を買ふの金さへあれば可なり實物を貯へ置くが如き實際に不必要なりとの說もなきに非ざれども凶荒の變に際して窮民の救助に困難なるは米を得るの難きに非ず米を得て之を分配するの難きに在り救助の米が實際窮民の手に渡り之を炊て口に入るまでの間に時日を費すときは米は有れども無きが如し飢に迫るの一日片時は窮民の生死の分るゝ非常の時なればなり明治初年の饑饉に伊豆地方の窮民を救はんとて東京より海路米を送りて其船は熱海に着したれども扨みれを船より揚げて陸に移し土地の役所に請取りて又その役所より各村の役場に送り之を分配していよ〱人民の手に渡るまでに數日を費して其間に飢ゆる者多かりしとの實事談あり備米分配方の困難なるを知る可し左れば分配の法の易からざるが爲めに一方には山の如くに米を積みながら一方には路に餓莩を見るの奇變なきを保す可らず貯蓄の事の等閑に付す可らざる所以なり本來を云へば各村にて公共貯蓄の仕組を設くるが如き最も便利なれども今日の時態に於ては容易に望む可らず或は現に備荒貯蓄の法は存すれども其貯金は現金に非ざれば公債證書にして保存するのとなれば以て急變に應ずるに足らず即ち我輩が富豪の人々に貯蓄の事を勸むる所以にして銘々の家に實物を貯ふるときは一旦の變に際して之に應ずるに足るのみならず分配の法も手輕にして貧民の惠に浴するのと必ず大なる可し或は富豪の人々にして既に慈善の心ある上は必ずしも米を貯ふるに及ばず必要の場合に買入るゝも可なり或は金を以て他に惠むも差支なかる可しとの說もあらんなれども饑饉の際に當りては人々皆米を惜んで賣るもの少なきのみか價の暴に至りてはます〱米を得るの手段なく折角惠まれたる金を懷にして餓死するものさへもある可し慈善の本意に背くのとなれば平生の用意こそ肝要なれ豐年の穀物價安きときに買入れ毎年舊穀を賣て新穀に改むれば原價は安くして凶年も豐年に異ならず人民は常に安心して其穀物を食ふと食はざるとに論なく常に饑饉の在る所を仰ぎ見る可し凡そ凶荒の場合に窮民が食物の乏しきを訴へて實際饑餓の境に陷るは二三個月にして其間を支ふるときは死を免る可しと云ふ而して斯る凶變は十數年の間に一度あるかなしに過ぎず十年間に二三個月の貯を要すとは富豪の家に取りて左までの骨折にあらずして其功能は單に他を惠むのみに非ず自家の爲めにも甚だ大なるものありと云ふ我輩は其人々が一日も早く此事を思ひ立たんとを勸告するものなり

官報

○大藏省訓令第三十六號

北海道廳府縣

明治二十四年（四月）當省訓令第三十三號第二條中主税局長トアルヲ官房第四課長ト改メ本月十日ヨリ施行ス

明治二十六年十一月八日　大藏大臣渡邊國武

○農商務省訓令第二十二號

大林區署

明治二十六年（六月）當省訓令第十五號大林區署管內旅費規則第二條甲號表中「林務官」トアルヲ「大林區署長」ニ「技師」トアルヲ「林務官」ニ改正シ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

明治二十六年十一月八日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第二百五十九號

本月十六日ヨリ左ノ郵便局ニ電信取扱ヲ開キ郵便電信局トス

明治二十六年十一月八日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

國郡名	舊稱	新稱
甲斐國東山梨郡	日下部郵便局	日下部郵便電信局

雜報

○英國宰相不人望の理由　米國のネーション新聞はグラッドストーン氏の英國に於て不人望なる有様を述べし後に論じて云くグラッドストーン氏に對する此非難の聲を聞きて兼て又英國上流の士人が斯る怒に任せし厭惡の言葉を發するは甚だ異常のことたる次第を思合する人は斯る非難の原因を探るに時を移さゞる可し然れども何ほど探究するとも終に之を發見し得可しとは覺えず特に其罪をグラッドストーンに歸す可き議案とては更になく僅に彼等か取て押ゆる所のものは愛蘭自治案の提出と種々様々の問題に就て爲したる凡そ國會國（パーリメンタリー　カンツリース）政治家の所業には奇異とするにも足らざる種々様々の說の變化のみ畢竟するに苟も時の大藏總裁（グラッドストーン氏は總理大臣大藏總裁兼大法官）を絞罪に處せん抔と思ふ心は英國に於て此上もなき斬新の考と云ふ可し

斯る奇怪なる事相の說明は之をグラッドストーンの名を執て長らく引續きたる農業の不景氣及び政權の所在を變じたる所の政變と此二者に結付け思合したるのとに於て求む可し蓋し地主の權力を失ひたるは千八百七十三年に始まりヂスレリーの花々しき外交政略も之を止むるのと能はず爾來二十年の其間に英國は終に成文憲法の制裁を受けざる民主政體と成り果てたり之が爲めに惹き起したる地主仲間の困難及び心配は筆紙に盡す可くも非ずチエスターの如き牛乳製貨物を產出する二三の州及び秋冬の間は就業に地面を貸し得可き數州を除くの外、一切諸州の地主等は困苦一方ならず小作料は有名無實と成りて單に畠をして草茫々たるに立至らしむるを防がんが爲めにとて百姓等は少しも小作料を拂はずして業に安ずるを容されたり斯る大災厄の有地貴族に降り來りたるは獨り千七百九十三年の佛蘭西若しくは千八百六十五年の合衆國の如き革命の間にのみ之を見る可し然るに愛に迷惑なる次第と云ふはグラッドストーン氏が一個合點の行かぬ因縁に由て一切の災厄困難を同時に思合さるゝのとにて次第々々に此もグラッドストーン彼もグラッドストーンとて終には凡そ現存する所の弊害は擧て皆グラッドストーン氏に歸するのとゝなりたり印度に於て銀の下落あれば是はグラッドストーンが愛蘭自治案に從事して之を顧るの遑なければなり國會の議場に議員の掴合あればみはグラッドストーンが提出せる議案の爲めに彼等の神經の激昂して止むなく打合を始めたるなり強ち無理に

も非ず抔と一も
ン英國帝代の名
正繩と成り果て

○保守黨有
聞ばグラッドス
偕は論じて云く
ーズ同盟とて重
守黨機關組合の
此同盟は新聞紙
畢竟みの組合は
外、一切の人々
に利用して實際
階級の者共が己
は政治上に關し
一種の勢力なり
し昔ワットが燕
たり即ち彼等は
る倶樂部様のもの
領分內の百姓
後の茶菓を與
勝負を試むる等
とグラッドスト
ルスの路語、自
傷及び帝國聯合
して彼等は政治
たりプリムロー
トーンをば英國
ふるに最も嗤し
大概は新參の同盟
ンを只管惡く云
（上品社會）に仲間
彼等の大宰相を
なし彼の本年五
に於けるウエー
ツドストーン氏
る上流の英國人は
くケンシントン
リムローズ同盟
强ち咎む可きに
のプリムローズ
今や彼等が饑面
程の言葉は發せ

○民間教育家
學校費國庫補助の
に感じたるより
れば中には沈默
事う厭起して
て要ふるに足ら
るべし而むて近
んとして國庫補
り民間の教育家
りの計畫に基いて
氣込居るもの多し

○米國の暴風
頭甚しきものなん